

令和8年度
一関市立図書館 図書館情報システム貸借業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月
一関市

1 事業の目的

一関市立図書館の現行業務システムは令和3年3月1日に稼働し、来る令和9年2月28日にその使用期限を迎えるため、これの新システムへの移行が必要となります。

新システムでは、クラウド型図書館システムにて安定且つ効率的な図書館運営、適正な図書館サービスの継続及び情報セキュリティの強化を図ることを前提に、電子図書館機能やデジタル利用者カード等に引き続き対応するとともに、新たにAI探索機能、マイナンバーカード連携により図書館システムのデジタル化を推進することとします。

そのため、信頼性が高く、コストパフォーマンスに優れ、サポート体制が確立されたシステムを選定するため、公募型プロポーザル方式による入札を実施するものです。

2 事業の概要

(1) 業務の名称

一関市立図書館 図書館情報システム貸借業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務履行場所

- ① 一関図書館 一関市大手町 2-46
- ② 花泉図書館 一関市花泉町涌津字上三ノ町 12
- ③ 大東図書館 一関市大東町摺沢字新右エ門土手 12-2
- ④ 千厩図書館 一関市千厩町千厩字北方 171-7
- ⑤ 東山図書館 一関市東山町長坂字町 335-1（東山地域交流センター併設）
- ⑥ 室根図書館 一関市室根町折壁字八幡沖 345（一関市役所室根支所併設）
- ⑦ 川崎図書館 一関市川崎町薄衣字諏訪前 7-1（川崎市民センター併設）
- ⑧ 藤沢図書館 一関市藤沢町藤沢字仁郷 12-5（藤沢文化センター併設）

(3) 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式とします。

(4) 業務の内容

システムに関する業務の範囲は以下のとおりとします。

- ① クラウド型図書館システムの構築及び導入、保守
- ② 機器調整・搬入・設置および保守サポート
- ③ 既存システムからのデータの移行
- ④ クラウド型図書館システム（OPAC及びWebOPAC検索を活用した情報発信や図書館資料の検索・予約・貸出・返却等の機能含む）の利用

- ⑤ 図書館システム操作教育と本稼働立合い、各種マニュアルの作成
- ⑥ 契約期間終了時のデータ抽出、返還
- ⑦ その他、図書館システムを運用するにあたり必要な業務

(5) 構築する図書館システムの基本要件

受注者は以下の項目を満たした図書館システムを提供することとします。

- ① 今回導入する図書館システムは、SaaS (Software as a Service) 形態で提供できるもので既に他の自治体への導入実績があること。
- ② 図書館システムを提供するデータセンターの運用には国内法が適用されること。
- ③ 市立図書館全館で支障なく図書館システムを使用できること。
- ④ 図書館における貸出・返却・蔵書点検等の資料の管理については、ICタグ (バーコードも併用) において行うことから、ICタグに対応した図書館システムであるとともに、内田洋行社製のICタグ及びIC関連機器 (リーダライタ装置、蔵書点検機器、セキュリティゲート) が動作するものであること。
- ⑤ 資料コードは現在発注者において管理している7桁、8桁及び9桁で支障なく処理できること。
- ⑥ コンピュータウイルス、ハッキングなどに対し堅牢なセキュリティ対策を講じるとともに、停電などで想定される危機に対する対策を行い、データの安全確保が図られるシステムであること。
- ⑦ その他、本仕様書に記載されている項目を満たすとともに、仕様書に明記されていない項目であっても、図書館サービスを円滑に提供するため欠くことのできない項目については、発注者、受注者ともに協議の上、対応すること。

(6) ネットワーク回線

- ① 図書館内及び施設間のネットワークについては、既存の一関市イントラネット網を活用することとし、ネットワークの構築及びその保守については、発注者において別途調達するものとします。
- ② 一関市イントラネット網と図書館システムを提供するデータセンター間のネットワークについては発注者において調達するものとする。ただし、自治体情報セキュリティクラウドを経由するものとします。
- ③ その他、仕様書に記載されている項目を満たすとともに、仕様書に明記されていない項目であっても、図書館サービスを円滑に提供するため欠くことのできない項目については、発注者、受注者ともに協議の上、対応

するものとしします。

(7) 導入機器等

- ① 導入機器は、発注者が調達するものとしします。
- ② IC関連機器については、蔵書に内田洋行社製のICタグを貼付し、内田洋行社製のリーダライタ装置、蔵書点検機器、セキュリティゲートを導入していることから、それらと連携する機器を発注者において導入しします。
- ③ 一関市イントラネット網と図書館システムを提供するデータセンター間のネットワークに必要な機器については、発注者において調達するものとしします。
- ④ 上記①～③の機器に必要なIPアドレス、サブネットマスク、デフォルトゲートウェイなどの振り分け及びウィルス対策は、発注者において別途行うものとしします。
- ⑤ 一関市イントラネット網の外から端末のリモートメンテナンスは認めないこととしします。
- ⑥ その他、本仕様書に記載されている項目を満たすとともに、仕様書に明記されていない項目であっても、図書館サービスを円滑に提供するため欠くことのできない項目については、発注者、受注者ともに協議の上、対応することとしします。

3 業務履行期間

契約期間は、令和9年3月1日（図書館情報システム稼働日）から令和14年2月28日までとしします。なお、具体的な期間は下記のとおりです。

- (1) 構築期間：契約締結日から令和9年2月28日まで
- (2) 貸出休止期間：令和9年2月15日から令和9年2月21日まで
- (3) 休館日：令和9年2月22日から令和9年2月28日まで
- (4) 新システム稼働：令和9年3月1日
(図書館業務が支障なく実行できること)
- (5) 保守期間：令和9年3月1日から令和14年2月28日まで（60か月間）

4 業務の契約及び委託等の上限金額

(1) 業務の契約

賃貸借契約とし、必要に応じて地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約を適用するものとしします。

(2) 委託等の上限金額

本業務の事業費上限額は、106,092,000円（消費税及び地方消費税額を含む）とします。ただし、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すためのものであることに留意してください。なお、図書館システム構築に係る費用及び5年間の保守及び使用料と、5年後のデータ抽出返還経費について仕様書等を基に見積書を提示してください。

5 参加資格(公募要件)

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- (2) 業種「情報処理」もしくは「ソフトウェア開発」について、一関市での競争入札参加資格を有していること
- (3) 一関市から現に指名停止又は入札参加排除措置を受けている者でないこと
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき等をいう。）にないこと
- (5) 一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）に規定する措置要件に該当しないこと。－
- (6) 図書館情報システムのパッケージシステムを有し、令和5年度以降に公共図書館への導入実績があること。
- (7) ISO/IEC27001（ISMS）認証またはプライバシーマークを取得していること

6 実施手順

指名から委託候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

項目	日付	備考（提出物）
実施要領等の公表	令和8年5月19日（火）	
参加申込期限	令和8年6月19日（金）	様式1
現地見学会	令和8年6月25日（木）	様式3
質問書提出期限	令和8年6月30日（火）	様式2
参加資格審査結果通知	令和8年7月7日（火）	

質問書回答	令和8年7月7日(火)	
取下申出書提出期限	令和8年7月9日(木)	様式8
企画提案書提出期限	令和8年7月17日(金)	様式4、5、6、7、別紙1
操作性審査(担当者実機操作審査)	令和8年7月24日(金)	一関図書館
企画提案審査(審査委員会)	令和8年8月4日(火)	一関図書館
結果通知	令和8年8月下旬	

注) 操作性審査及び企画提案審査の会場及び開始時刻は、別途通知します。

7 書類の提出等

(1) 書類の提出要領

下記①から⑩の書類について、それぞれの要領に従い提出してください。

① プロポーザル参加申込書兼現地見学会申込書(様式1)

令和8年6月19日(金)午後5時必着です。代表者が記名押印のうえ提出(郵送可)してください。

※ 業務を複数の者で分担する場合は全員の申込書の提出が必要です。

本プロポーザルへ参加を希望する事業所を対象として、本賃貸借業務の実施場所の見学会を開催することとし、本申込書は見学会の申込書を兼ねるものとします。

ア 日時・場所

令和8年6月25日(木) 10:00~11:30

一関市立一関図書館

イ 当日持参するもの

(ア) 参加申込者であることが確認できる身分証(社員証など)

(イ) 誓約書(様式3)及び会社概要及び財務状況関係書類

② プロポーザル質問書(様式2)

要領や仕様書等の内容で質問がある場合は、本様式により、令和8年6月2日(火)から6月30日(火)午後5時までの間にE-mailで提出してください。

メールアドレス: toshokan@city.ichinoseki.iwate.jp

質問に対する回答は質問の内容とともに、令和8年7月7日(火)までに全参加者に対しE-mailにより行います。

③ 誓約書(様式3)

令和8年6月25日開催の現地見学会の際に持参願います。併せて、会社概要及び財務状況関係書類を添付願います。

④ 企画提案書

様式4「企画提案書記載事項一覧表」の内容を基にA4サイズ20ページ以内にまとめ、次の⑤から⑩と合わせて令和8年7月17日（金）午後5時までに提出してください。

なお、今回提案費用に含んでいる内容と、将来構想として費用に含んでいない内容は判別できるように記載し、提案費用に含んでいる内容は導入実績があるものを原則としますが、実績がないものは操作性審査時に画面を見せて説明してください。

⑤ 図書館システム機能要件仕様書兼回答書（一関市立図書館 図書館情報システム賃貸借業務に係る仕様書 別紙1）

各要件の可否判定を行い、可否や代替案等を入力してA4サイズ1部を印刷し、データと共に提出してください。

⑥ 見積書（様式5）

提案内容の評価及び契約時の参考資料とするため、ソフトウェアのデータ移行作業費、カスタマイズ・企画提案費、システム導入費、ハードウェア設定作業費、システム保守経費、5年間の賃貸借契約終了時のデータ抽出返還経費等、図書館システムの稼働及びこれを5年間適正に運用するために必要な経費のすべてを記載してください。なお、本見積書に記載の金額は、必ずしも契約金額となるものではありません。

なお、各項目について、その内訳と金額をできるだけ詳細に記載してください。また、カスタマイズ・企画提案費については、機能要件仕様書の番号もしくは内容及び名称と金額等を記載願います。

⑦ プレゼンテーション出席者報告書（様式6）

プレゼンテーション出席者の所属・職氏名等について記載願います。

⑧ 図書館情報システム導入実績調書（様式7）

⑨ 委任状（任意様式）

代表者が代理人（支店長等）に申込みや取下等の手続きを任せる場合は「委任状」（A4サイズ、書式は任意）が必要になります。必要に応じて①や⑩と一緒に記入押印のうえ提出してください。

⑩ 取下申出書（様式8）

①を提出後にやむをえずプロポーザルへの参加が難しくなった場合は令和8年7月9日（木）午後5時までに記入押印のうえ提出してください。

(2) 提出部数

①、③、⑥、⑦は原本（要記名押印）を各1部、④は原本（要記名押印）各1部と写し7部、⑤、⑧は原本（要記名）1部、また④、⑤は併せて電子データをE-mailにて提出してください。

その他②、⑨及び⑩は上記(1)に記載されている各指示に従ってください。

(3) 提出方法

各提出物を持参又は郵送、E-mailによりそれぞれの期限までに提出（いずれも必着）してください。なお、持参する場合は開館日の午前10時から午後5時が受付時間となります。

(4) 提出先

一関市立一関図書館（岩手県一関市大手町2番46号）

E-mail : toshokan@city.ichinoseki.iwate.jp

(5) 提出期限

上記(1)に記載のとおりです。いずれも期限までに(4)の提出先に到着していることが条件です。（期限に未着の場合は原則として未提出扱いとなります。）

8 委託候補者の選定

本事業の目的及び下記に掲げる評価基準等に基づき、一関市図書館システム更新業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された書類、操作性審査及び企画提案審査の内容等を厳正且つ客観的に審査し、本業務に最も適していると認められる参加者1者を優先交渉権者として選定します。

(1) 評価基準及び配点割合

評価項目	評価基準	配点割合 (%)
会社概要	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況等について問題はないか。 ・図書館情報システムの図書館パッケージシステムを有し、令和5年度以降に公共図書館へ導入実績があるか。 	20
プロジェクト管理遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な開発体制を用意しているか。 ・スケジュール管理が優れているか。 	
要求仕様書の回答 (機能要件)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要とする機能が備わっているか。 ・備わっていない場合は、稼働時までには構築することが提案されているか。 	30
新機能要件への回答	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が優れているか。 ・実現可能な機能として提案がされているか。 ・市が示した新機能以外に優れた機能の提案がされているか。 	
システムの操作性	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な機能要件を満たしているか ・業務の内容に則り処理できるか ・操作性に優れているか 	
ネットワーク提案	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が優れているか。 ・仕様を満たしているか。 	
契約終了時のデータ抽出、データの返還	<ul style="list-style-type: none"> ・データ返還時の作業内容が示されているか。 ・データ返還時の価格の妥当性。 	
運用保守 研修体制	<ul style="list-style-type: none"> ・保守体制、運用サポート体制は適切か。 ・研修方法(時間数、講師人数、内容、研修機材準備) 	20
個人情報保護 セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に対する認識、漏洩防止策は適切か。 ・セキュリティ対策について具体的に提案されているか。 	
危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・データ破損等発生時のバックアップ、復旧体制は適切か。 	
価格評価	<ul style="list-style-type: none"> ・見積価格の妥当性 ・費用対効果に優れているか 	15
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者へのサービス向上につながるとともに、職員の負担を軽減するシステムとなっているか。 	15

	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の要求をカスタマイズでなく、なるべくパッケージに取込む提案をしているか。 ・業務への取り組み姿勢は優れているか。 	
合計		100

(2) 審査方法

審査委員会において前記(1)に掲げた項目を総合的に検討評価し、業務を委託しようとする優先交渉権者を選定します。

(3) 操作性審査（担当者による実機操作審査）

令和8年7月24日（金）に、参加申込書提出順に実施します。なお、会場及び開始時刻は別途通知します。当日は実機を使用しての操作性及び機能要件の確認を行います。

(4) 企画提案審査（審査委員会）

① 日時 令和8年8月4日（火）

※ 時間の詳細については別途連絡します。

② 場所 一関図書館

③ 人数 3名以下

④ 順番 参加申込書提出順に実施します。

当日は実機を使用して企画提案書を用いたプレゼンテーションを行いますので、機器の設置、撤去を含め60分程度（10分程度の質疑応答時間を含む）にまとめてください。

⑤ 機器等 パソコン等の必要な機器については、提案者が準備し、大型スクリーン及びHDMIケーブルについては本市が準備します。

⑥ 優先交渉権者

優先交渉権者は、評価点の最も高い参加者とします。ただし、優先交渉権者の決定後、不測の事態が生じた場合は、次点の評価点を取得した参加者を優先交渉権者とします。

なお、参加者が1者だった場合は、書類審査に合格し、かつ発注者が求める機能要件等を満たした場合は、当該参加者を優先交渉権者とします。（提案上限金額を上回る場合は採用しません。）

⑦ 審査結果の通知

審査の結果は令和8年8月下旬までに、速報として電話連絡したのち、通知書を郵便にて発送します。なお、審査の経緯及びその内容に関する問合せや審査結果に対する異議申立ては受け付けません。

9 参加事業者の失格

参加申込書を提出した者が次のいずれかに該当することとなった場合は、

原則として失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (3) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり信義に反する行為があった場合
- (5) 委託候補者の決定までの間に、一関市に指名停止処分又は入札参加排除措置を受けた場合
- (6) 委託候補者の決定までの間に、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合

10 その他留意事項

- (1) 本入札（プロポーザル）に参加する経費はすべて、参加者の負担とします。
- (2) 書類提出後の差し替え、修正等の変更は原則として不可とします。ただし、提出書類が不足している場合又は不明確な表示等があり判読できない場合で、一関市が対応を求めたときはこの限りではありません。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 契約の締結にあたっては、一関市標準委託契約約款を使用します。
- (5) その他本要領に記載のない事項については、市が別に定めます。

11 問合せ先

一関図書館 企画管理係

〒021-0884 一関市大手町 2-46

TEL：0191-21-2147

FAX：0191-21-2107

E-Mail：toshokan@city.ichinoseki.iwate.jp